

足立区特定子ども・子育て支援施設

指導検査基準

令和5年7月7日適用

(認可外保育施設用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

指導検査評価基準

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「運営基準」という)又は「認可外保育施設指導検査基準(以下「指導監督基準」という)」に適合していない上、不適合の内容が軽微であるとは言えず、改善も用意とは言えない場合。
B	文書指摘	運営基準又は指導監督基準に適合していないが、不適合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合。

目 次

1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	-----	1
2 利用料及び特定費用の額の受領	-----	1
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供書の交付	-----	1
4 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	---	1
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	-----	2
6 秘密保持等	-----	2
7 職員、設備及び会計に関する諸記録	-----	2
8 記録の保管	-----	2

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
3	認可外保育施設指導監督基準	指導監督基準

認可外保育施設

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 保育日誌等により、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容その他必要な事項の記録が作成されているか。	(1) 運営基準第54条	(1) 保育日誌等、提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録が作成されていない。 (2) 保育日誌等、提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録が不十分である。	C B
2 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、1により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 利用料の額が契約書に明示されているか。 2 施設等利用給付認定保護者から契約で定めた利用料の支払を受けているか。	(1) 運営基準第55条1	(1) 利用料の額が契約書に明示がされていない。 (2) 施設等利用給付認定保護者から契約で定めた利用料の支払を受けていない。	C C
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。 2 1の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 特定費用の使途、額、支払いを求める理由が書面で明示されているか。 2 特定費用の使途、額、理由について、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 運営基準第55条2	(1) 特定費用の使途、額、支払いを求める理由が書面で明示がされていない。 (2) 特定費用の使途、額、理由について、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。	C C
4 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは遅滞なく、意見を付して区に通知しているか。	(1) 運営基準第58条	(1) 区へ通知をしていない。	C

認可外保育施設

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。	1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を分担するか否かによって差別的な取り扱いをしてないか。	(1) 運営基準第59条	(1) 差別的な取り扱いをしている。	C
6 秘密保持等	<p>1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。</p>	<p>1 正当な理由があった場合を除き、職員であった者を含めて、施設が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>＜必要な措置の例＞ 規程の整備、雇用時の取り決めなど。</p> <p>1 あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	(1) 運営基準第60条 (2) 運営基準第60条2	<p>(1) 秘密が漏れることがないよう必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) あらかじめ文書による同意を得ていない。</p> <p>(2) 同意の取得が不十分である。</p>	C B
7 記録の整備	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>《職員に関する記録の例》 職員名簿、資格証明書、職員履歴書、労働者名簿 出勤簿 《設備に関する記録の例》 施設平面図 《会計に関する記録の例》 予算書、貸借対照表、財産目録、総勘定元帳、現金出納簿 契約書、領収証、レシート</p>	1 特定子ども・子育て支援施設が備えるべき記録があるか。	(1) 運営基準第61条1 (2) 指導監督基準9(1)	<p>(1) 備えておくべき記録が整備されていない。</p> <p>(2) 備えておくべき記録の整備が不十分である。</p>	C B
8 記録の保管	特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び同第五十八条の規定による区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	1 提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録及び運営基準第58条に規定する区へ通知した記録を整備し5年間保存しているか。	(1) 運営基準第61条2	(1) 記録が5年間保存されていない。	C